

林退共制度とは

林業に従事する人たちのために「中小企業退職金共済法」により国が作った制度です。

林業を営む事業主が、雇用している従事者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その従事者が林業界で働くことをやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば「業界全体での退職金制度」です。

この制度の特長

税法上の扱い

掛金は、法人では**損金**、個人企業では**必要経費**として扱われます。
(法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項)

(注)資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

国の補助

新たに加入した従事者（被共済者）については、掛金の一部（初回交付の共済手帳の**62日分**）が免除されます。

中退共制度等との移動

林退共制度の被共済者が他の退職金共済制度（中退共、建退共、清退共）の対象者になって移動したとき、またはその反対である場合、掛金を通算することができます。

退職金は、事業所間を通算して計算

従事者の雇用事業主が変わっても、それぞれの期間全てを通算して計算されます。



加入から退職金を受け取るまで

加入できる事業主

林業（育林業、素材生産業、山林種苗業等）を営む方なら、専業・兼業を問わず加入できます。

対象となる従事者

- 林業で働く方なら、作業種別にかかわらず、また、月給制・日給制・出来高制にもかかわらずすべての人が対象となります。
- いわゆる「一人親方」は、任意組合をつくれれば対象となります。

ただし、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度及び清酒製造業退職金共済制度との従事者の重複加入はできません。

I. 加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県にある林退共支部へ申し込んでください。

※加入の手続きに関する費用は、一切不要です。

II. 加入すると

事業主には「林業退職金共済契約者証」、従事者には「退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には



従事者には



III. 掛金を納めるには

共済証紙の購入

この制度は、すべての林業の仕事に適用となりますので、従事者の延べ就労人数と日数に応じて、最寄りの指定金融機関で「林業退職金共済契約者証」を提示して「共済証紙」を購入してください。

共済証紙の貼り方

雇用している従事者に賃金を支払う都度（少なくとも月1回）、働いた日数に応じた「共済証紙」を従事者の「共済手帳」に貼り、消印をすることにより掛金を収めたことになります。

共済手帳の更新

共済手帳の証紙貼付欄に共済証紙を貼り終わったら、「証紙貼付満了による手帳更新申請書」に必要事項を記入し、各都道府県にある林退共支部へ新しい共済手帳の交付を申し込んでください。

取扱金融機関

農林中央金庫 本・支店
都市銀行（林退共の指定した銀行の本・支店）
地方銀行（林退共の指定した銀行の本・支店）
第二地方銀行（林退共の指定した銀行の本・支店）



1日券 470円



10日券 4,700円

IV. 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が24月（17日を1ヶ月と換算）以上になって、林業関係の仕事をしなくなったときなどに、従事者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

請求するには

「退職金請求書」に必要事項を記入し、必要な証明を受けた後、「共済手帳」と必ず「住民票」を添えて林退共支部へ提出してください。

退職金額は

掛金日額470円で始めた人の退職金額については、右の表のとおりです。

受け取り方法は

退職金は、請求人が指定する金融機関の普通預金口座への振り込みによる受け取りとなります。

年数(月数)	金額(円)
2年(24月)	191,760
3年(36月)	287,640
4年(48月)	384,160
5年(60月)	482,437
6年(72月)	581,832
7年(84月)	682,187
8年(96月)	783,500
9年(108月)	886,411
10年(120月)	990,601
15年(180月)	1,532,323
20年(240月)	2,086,030
25年(300月)	2,646,528
30年(360月)	3,213,179
35年(420月)	3,785,583

自治体等による掛金助成制度。自治体等も林退共制度をサポートしています。

林退共制度に加入する事業所は、自治体等からも独自の助成が受けられます。助成金の内容はそれぞれの自治体等で異なります（一部自治体では、未実施の場合もあります。）